

## 特別定額給付金に係る Q&A

Q1 今回の特別定額給付金の事業主体と経費負担はどこになるか。

実施主体は、市町村になります。  
実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（10/10）します。

Q2 今回の特別定額給付金の給付対象者は誰か。

基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者です。

Q3 今回の特別定額給付金の給付額はいくらか。

給付対象者1人につき10万円です。

Q4 今回の特別定額給付金の受給権者は誰か。

住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主です。

Q5 豊橋市が受給権者に申請書を郵送する時期はいつになるか。

5月中旬頃を目標に準備しています。なお、可能な限り早期に郵送できるよう調整しています。

Q6 マイナンバーカードを活用したオンライン申請が可能になる時期はいつか。

5月1日（金）からオンライン申請ができます。

Q7 今回の特別定額給付金の給付開始日はいつか。

緊急経済対策の趣旨を踏まえ、オンライン申請の場合は5月中旬の給付を予定しています。郵送申請については、可能な限り迅速な給付開始を目指します。

Q8 今回の特別定額給付金の申請期限はいつか。

8月18日（火）までの期限（当日消印有効）となります。

Q9 基準日（令和2年4月27日）以降に異動の届出がされた場合はどうなるのか。

基準日となる4月27日のその日の終了時点の住民基本台帳に記録されている自治体から給付されることが原則となります。

Q10 マイナンバーカードは申請してから受け取りまでどれくらい時間がかかるか。

市HPに手続きについて掲載しているほか、「豊橋市マイナンバーコールセンター」を設置していますので、詳細はお問合せください。

T E L 0532-43-5505

応対時間 午前9時00分～午後5時00分（平日のみ）

Q11 マイナンバーカードがないと給付金の申請ができないのか。

マイナンバーカードがなくても申請ができます。豊橋市から申請書を郵送しますので、そちらを返送する形で申請が可能です。

Q12 マイナンバーだけ分かればオンライン申請ができるのか。

できません。オンライン申請にはマイナンバーカードに格納された電子証明書が必要です。なお、電子証明書の利用には暗証番号が必要です。

Q13 基準日以前に転出届を出し、転出証明書の予定日が既に経過していて、転入届をしていない場合、どうすれば良いか。

基準日となる4月27日のその日の終了時点の住民基本台帳に記録されている自治体から給付されることが原則となります。

Q14 DVの関係で、住民登録地と実際に住んでいる場所が違う場合どうすれば良いか。

一定の要件を満たせば、実際に住んでいる場所で給付を受けることができます。今豊橋市にお住いの場合は、豊橋市の定額給付金に関するHPをご覧ください。ご自身が対象となる可能性があり、ご不明な点がある場合には、市民協働推進課（51-2188）にご相談ください。なお、時節柄、電話がつながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

Q15 住民登録は家ですが、施設入所している場合はどうすれば良いか。

住民登録されている家に送付されます。

Q16 代理人による申請の方法は可能か。

可能です。申請書の裏面【代理申請（受給）を行う場合】の欄に委任する内容を記載し、世帯主氏名の署名を行います。また、代理申請・受給ができる者の範囲については次のとおりとされています。

- (1) 令和2年度4月27日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成員
- (2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）
- (3) 親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市区町村が特に認める者

Q17 通帳のコピーや本人確認書類（運転免許証等）のコピーが自宅で準備できない場合はどうすればいいか。

お近くのコンビニエンスストア等をご利用ください。（有料）

Q18 本人確認書類とは具体的にどんなものか。

申請書に添付する本人が確認できる書類とは、顔写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証、年金手帳等の写しなどである。

この他、本人であることを確認する書類としては、住民基本台帳事務処要領に準じることとする。

Q19 この給付金に関する問い合わせ先はどこか。

豊橋市では、「特別定額給付金コールセンター」を5月7日（木）に設置します。

**T E L**     0 5 3 2 - 2 1 - 6 2 1 0

応対時間     午前9時00分～午後5時00分（平日のみ）

Q20 4月27日（基準日）に生まれた子供は、給付対象者となりますか。

給付対象者となります。

4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

Q21 4月27日（基準日）に亡くなった人は、給付対象者となりますか。

給付対象者となります。

ただし、基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご注意ください。

申請・受給権者となっている世帯主が、基準日以降に、

① 申請を行うことなく亡くなられた場合

- 一 当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、原則として、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し給付を受けることとなります。
- 一 単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうことから、給付されません。

② 申請を行った後に亡くなられた場合

- 一 当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。
- 一 単身世帯の場合も、同様に相続の対象となります。